

14 復旧・復興に関する資料

14-1 激甚災害の指定基準等

(1) 激甚災害の指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定基準は、次による。

適用すべき措置	指 定 基 準
激甚法第 2 章 （第 3 条～第 4 条） 公共土木施設災 害復旧事業等に関 する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額× 0.5 % B 基準 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額× 0.2 % かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度 の標準税収入× 25 % 又は (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府 県内全市町村の当該年度の標準税収入総額× 5 %
激甚法第 5 条 農地等の災害復 旧事業等に関す る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額× 0.5 % B 基準 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額× 0.15 % かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農 業所得推定額× 4 % 又は (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞ 10 億円
激甚法第 6 条 農林水産業共同 利用施設災害復旧 事業費の補助の特 例	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込 み額が 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 1 法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額× 1.5 %で激甚 法第 8 条の措置が適用される激甚災害
激甚法第 8 条 天災による被害 農林漁業者等に 対する資金の融通 に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による 激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害 の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額× 0.5 % B 基準 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額× 0.15 % かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内 の農業を主業とする者の数× 3 %

激甚法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得推定額× 5 % (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得推定額× 1.5 % (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得推定額× 60 % (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得推定額× 1 %
激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 A 基準 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額× 0.2 % B 基準 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額× 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額× 2 % 又は、その中小企業関係被害額 1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額はの割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 激甚法第 19 条 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000 戸 B 基準 次の 1,2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10 % 2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20 %
激甚法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準 財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおとど、被害の実情に応じて個別に考慮

(2) 局地激甚災害の指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定する。適用すべき措置の指定基準は、次による。

適用すべき措置	指 定 基 準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収額×50%に該当する市町村(当該査定事業費10,000千円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る農地等災害復旧事業(法第5条第1項規定)の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村(災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	3 林業災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×150%(ただし、当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く。)、かつ大火による災害にあっては、当該災害に係る要普及見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村(当該被害額10,000千円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。

(注) 局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

14-2 災害復旧事業の融資制度等

(1) 農林漁業金融公庫資金

被害を受けた農林漁業者に対して、農林漁業用施設等が被害を受けた場合には、その復旧に要する資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

融 資 機 関	資金名		借入 資格者	貸付対象 の内容	償還 期間別 (－例)	実質 金利	償還期限		融資 限度額
							償 還	うち 据置	
日本政策金融公庫農林水産事業	施設の復旧	農 林 漁 業 施 設 資 金 (農 林 漁 業 共 通)	農協 森林組 合漁協 土地改 良区等	共同利用施設資金 農林水産物の生産、 流通、加工又は販売 に必要な共同利用 施設等の復旧費	5 年 10 年 15 年 20 年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	2 0 年	3 年	負担する額の 8 0 %
			農林漁 業者法 人等	主務大臣指定施設 資金 農 林 漁 業 施 設 の 復旧費(農舎、畜舎、 林産物処理加工施 設、海面養殖施設 等)	5 年 10 年 15 年	0.60% 0.75% 1.15%	1 5 年	3 年	次のいずれか 低い額 負担する額の 8 0 % 1 施設当たり 3 0 0 万円 (特認 6 0 0 万円)
	基盤の復旧	農 業 基 盤 整 備 資 金	農協 土地改 良区等	農地等の施設の復 旧費 かんがい排水、ほ場 整備、農道等	5 年 10 年 15 年 20 年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	2 5 年	1 0 年	負担する額の 1 0 0 %
		林 業 基 盤 整 備 資 金	森林組 合等	復旧造林 補助事業で実施し た森林の復旧	5 年 10 年 15 年 20 年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	3 0 年	2 0 年	負担する額の 8 0 % ただし、森林施業 計画等が作成さ れている森林の 場合は 9 0 %
				樹苗養成施設 の復旧	5 年 10 年 15 年	0.60% 0.75% 1.15%	1 5 年	5 年	負担する額の 8 0 %
				林道の復旧	5 年 10 年 15 年 20 年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	2 0 年	3 年	
		漁 業 基 盤 整 備 資 金	漁業等	漁港、漁場の復旧 防波堤、岸壁、水産 種苗生産施設等	5 年 10 年 15 年 20 年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	2 0 年	3 年	負担する額の 8 0 % 漁業集落排水施 設は負担する額 の 1 0 0 %

融資機関	資金名		借入資格者	貸付対象の内容	償還期間別 (一例)	実質金利	償還期限		融資限度額 償還
							償還	うち据置	
日本政策金融公庫 農林水産事業	施設等の復旧	農業経営強化 基金	認定農業者	パイプハウス、農舎等の施設の復旧費、果樹の改植に要する経費	5年 10年 15年 20年	0.60% 0.75% 1.15% 1.30%	25年	10年	個人 1.5億円 法人 5億円
	運転資金	林業セーフティネット資金	農林漁業者法人等	資材費、労務費その他の長期運転資金	5年 10年	0.60% 0.75%	10年	3年	600万円 特認(年間経営費等の12分の3以内)
農業協同組合	施設の復旧・運転資金等	農業近代化資金	設定農業者集落営農組織	パイプハウス、農舎等の施設の復旧費、事業費1,800万円を超えない規模の農地等の復旧費	7年以下 7年～9年 9年～10年 10年～11年 11年～12年 12年～14年 14年～15年 集落営農組織	0.60% 0.65% 0.75% 0.85% 0.95% 1.05% 1.15% 1.20%	15年	7年	個人 1,800万円 法人 2億円

※一定の要件を満たす場合、貸付当初5年間については実質無利子化

資金名	借入資格者	貸付対象の内容	利率	償還期限	融資限度額	備考
天災資金 (災害の都度、政令で指定)	農林漁業者 法人等 (農林漁業共通)	天災により被害を受けた農林漁業者等の次期の再生産に必要な資金 被害農業者 減収量30%以上、かつ、損失額10%(50%)以上 被害林業、漁業者 損失額10%(50%)以上又は設損失額50%(70%)以上	災害の都度決定	3年～6年	個人 200万円 法人 2,000万円 又は被害額の45%のいずれか低い額	激甚災による特例 融資限度額 個人 200万円 →250万円 償還期限の1年延長等

(2) 中小企業融資等

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
(株)日本政策金融公庫	災害貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 各融資制度の限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額 4 融資利率 各融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める） 5 融資期間 各融資制度のご返済期間内 6 担 保 必要に応じて相談 7 保 証 人 必要に応じて相談	国民生活事業
	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠 1 億 5,000 万円（組合 4 億 5,000 万円） 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円（組合 2 億 2,500 万円） 4 融資利率 災害の実情に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として 1,000 万円（組合 3,000 万円）を限度として災害利率又は特別災害利率 ※特利適用貸付については、り災地の市町村長その他相当な機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書を必要とする。 ※特利適用限度額は、(株)日本政策金融公庫、社会福祉医療機構、(株)商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の 4 機関による貸付金元高の合計とする。 5 融資期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内） 6 担 保 必要により徴する。 7 保 証 人 原則として 1 名以上	中小企業事業
石川県信用保証協会	災害関係保証	1 保証対象要件 激甚災害を受けた地域内で被災した中小企業者で、市町村長の証明を受けたもの。 2 保証限度額 個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円 3 保証料率 年 0.70%	石川県信用保証協会

(3) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の融資）

融 資 対 象 住 宅			融 資 限 度 額		融 資 条 件																	
(1) 共 通 ・住宅の規格：各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ・住宅部分の床面積又は占有面積(A)： <建 設>：13㎡≦A≦175㎡ ※1・2 <新築購入、リ・ユース住宅購入>： 50㎡(マンション30㎡)≦A≦175㎡ ※1・2 <補 修>：床面積の制限なし ※2 ※1：175㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限 ※2：店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要 ・木造の場合の建て方（建設・新築購入の場合）： 1戸建て又は連続建て ・敷地の権利：原則、転貸借によらないもの (2) 新築住宅購入 ・申込日の2年前の日以後に竣工又は竣工予定 ・申込日前に人が居住していたことのない住宅 ・申込日前に登記上申込本人または第三者の名義になっていないこと (3) リ・ユース住宅購入 ・人が居住していたことがある住宅又は建築後2年を超えた住宅 ・申込日前に登記上申込本人の名義になっていないこと ・住宅のタイプ毎に以下の基準に該当すること			(1) 建 設 建設資金 1,460万円 特例加算 450万円 土地取得資金 970万円 整地資金 390万円 (2) 新築住宅購入 (土地取得資金を含む) 購入資金 2,430万円 特例加算 450万円 (3) リ・ユース住宅購入 (土地取得資金を含む) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 購入資金 2,130万円 特例加算 450万円 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 購入資金 2,430万円 特例加算 450万円 (4) 補 修 補修資金 640万円 引方移転資金 390万円 整地資金 390万円		(1) 建 設・新築住宅購入 返済期間： 耐火・準耐火 ・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間：3年間 (その分償還期間延長) 利 率：1.55% (特例加算は2.45%) (2) リ・ユース住宅購入 返済期間： リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 据置期間：3年間 (その分償還期間延長) 利 率 ：1.55% (特例加算は2.45%) (3) 補 修 返済期間：20年以内 据置期間：1年間 (その分の償還期間延長なし) 利 率 ：1.55%																	
<table><tr><td></td><td>耐震性、劣化状況に関する基準等</td><td>耐久性基準</td></tr><tr><td>リ・ユース住宅</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>リ・ユースプラス住宅</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>				耐震性、劣化状況に関する基準等	耐久性基準	リ・ユース住宅	○	—	リ・ユースプラス住宅	○	○	<table><tr><td></td><td>耐震性に関する基準等</td><td>劣化状況、維持管理に関する基準</td></tr><tr><td>リ・ユースマンション</td><td>○</td><td>△（劣化状況又は維持管理）</td></tr><tr><td>リ・ユースプラスマンション</td><td>○</td><td>○（劣化状況かつ維持管理）</td></tr></table>			耐震性に関する基準等	劣化状況、維持管理に関する基準	リ・ユースマンション	○	△（劣化状況又は維持管理）	リ・ユースプラスマンション	○	○（劣化状況かつ維持管理）
	耐震性、劣化状況に関する基準等	耐久性基準																				
リ・ユース住宅	○	—																				
リ・ユースプラス住宅	○	○																				
	耐震性に関する基準等	劣化状況、維持管理に関する基準																				
リ・ユースマンション	○	△（劣化状況又は維持管理）																				
リ・ユースプラスマンション	○	○（劣化状況かつ維持管理）																				

(4) 生活福祉資金の貸付

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らない小災害時には、低所得世帯等に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸し付けを行う。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	低所得世帯等（住民税非課税又はそれに準ずる程度の収入の世帯）のうち、この資金（災害援護資金）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立のできる世帯	1 「生活福祉資金の貸付について（平成21年7月28日厚労省社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内（特別の場合2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後 7年以内 3 貸付利率 保証人有 無利子 保証人無 年1.5% 4 延滞利息 年10.75% 5 保証人 原則必要(いなくても可) ア 原則として、借受人と同一市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 6 償還方法 月賦、半年賦、又は年賦 7 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付のこと
住宅資金	・ 低所得世帯（住民税非課税又はそれに準ずる程度の収入の世帯） ・ 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯） ・ 障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者、精神薄弱者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付（但し、災害援護資金によっても不足している部分を貸付ける）	1 「生活福祉資金の貸付について（平成21年7月28日厚労省社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6月以内（特別の場合2年以内） 2 償還期間 6年以内 3 貸付利率 保証人有 無利子 保証人無 年1.5% 4 延滞利息 年10.75% 5 保証人 原則必要(いなくても可) ア 原則として、借受人と同一市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 6 償還方法 月賦、半年賦、又は年賦 7 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付のこと

(5) 母子・寡婦福祉資金貸付

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法第 129 号）による母子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金について、措置機関の特例が設けられている。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子・住宅資金・寡婦福祉資金	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡婦福祉法 施行令第 6 条及び第 27 条 2 法施行令通知	貸付限度 200 万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6 月 3 償還期間 7 年以内 4 貸付利率 無利子 5 延滞利息 10.75%

その他（特例措置）

No.	項 目	根拠法令等	特 例 措 置 の 内 容			備 考																		
1	母子・寡婦福祉資金の償還の猶予	母子及び寡婦福祉法施行令第 18 条及び第 29 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払いを猶予する。 (1) 猶予期間 1 年以内（1 年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認めるときは、改めて猶予できる） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書			災害救助法の適用を要しない																		
2	母子・寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子及び寡婦福祉法施行令第 16 条及び第 29 条	支払い期日までに納められなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書			災害救助法の適用を要しない																		
3	母子・寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子及び寡婦福祉法施行令第 7 条及び第 28 条	<table><tr><td colspan="3">災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対して、災害を受けた日から 1 年以内に貸し付けられるものについては、その据置期間を貸し付けの日から 2 年を超えない範囲で、その者が受けた住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間の延長ができる。</td></tr><tr><td>貸付金の種類</td><td>住宅又は家財の被害の程度</td><td>延長期間</td></tr><tr><td rowspan="2">事業開始資金</td><td>15,000 円以上 30,000 円未満</td><td>6 カ月</td></tr><tr><td>30,000 円以上</td><td>1 年</td></tr><tr><td rowspan="3">事業継続資金及び住宅資金</td><td>15,000 円以上 30,000 円未満</td><td>6 カ月</td></tr><tr><td>30,000 円以上 45,000 円未満</td><td>1 年</td></tr><tr><td>45,000 円未満</td><td>1 年 6 カ月</td></tr></table>			災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対して、災害を受けた日から 1 年以内に貸し付けられるものについては、その据置期間を貸し付けの日から 2 年を超えない範囲で、その者が受けた住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間の延長ができる。			貸付金の種類	住宅又は家財の被害の程度	延長期間	事業開始資金	15,000 円以上 30,000 円未満	6 カ月	30,000 円以上	1 年	事業継続資金及び住宅資金	15,000 円以上 30,000 円未満	6 カ月	30,000 円以上 45,000 円未満	1 年	45,000 円未満	1 年 6 カ月	災害救助法の適用を要しない
災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対して、災害を受けた日から 1 年以内に貸し付けられるものについては、その据置期間を貸し付けの日から 2 年を超えない範囲で、その者が受けた住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間の延長ができる。																								
貸付金の種類	住宅又は家財の被害の程度	延長期間																						
事業開始資金	15,000 円以上 30,000 円未満	6 カ月																						
	30,000 円以上	1 年																						
事業継続資金及び住宅資金	15,000 円以上 30,000 円未満	6 カ月																						
	30,000 円以上 45,000 円未満	1 年																						
	45,000 円未満	1 年 6 カ月																						

(6) 災害援護資金の貸付

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1 人 220 万円 2 人 430 万円 3 人 620 万円 4 人 730 万円 5 人以上 730 万円 に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） 2 実施主体 市町村（各市町村条例に基づく） 3 経費負担 国 2/3 県 1/3 4 対象となる災害 石川県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 2 家財等の損害 ア 家財の 1/3 以上の損害 150 万円 イ 住居の半壊 170 万円 ウ 住居の全壊 250 万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350 万円 3 1 と 2 が重複した場合 ア 1 と 2 のアの重複 250 万円 イ 1 と 2 のイの重複 270 万円 ウ 1 と 2 のウの重複 350 万円 4 次のいずれかに該当する事由の 1 つに該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2 のイの場合 250 万円 イ 2 のウの場合 350 万円 ウ 3 のイの場合 350 万円	1 据置期間 3 年（特別な事情がある場合は 5 年） 2 償還期間 据置期間経過後 10 年 3 償還方法 年賦、又は半年賦 4 貸付利率 年 3%（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年 10.75%	市町担当窓口

(7) 災害弔慰金の支給

地震等の自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
この場合、石川県災害弔慰金等負担金交付要綱（平成7年2月27日）に基づいて行う。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	死亡者の 配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町担当窓口
	2 石川県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	2 実施主体等 (1) 実施主体市町村（各市町村条例に基づく） (2) 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		支給の制限	
	3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの（昭和49年1月31日厚生省第88号厚生事務次官通知）			1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(8) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに対して、災害障害見舞金を支給する。この場合、石川県災害弔慰金等負担交付要綱（平成7年2月27日）に基づいて行う。

種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 石川県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの 4 （昭和49年1月31日厚生省第88号厚生事務次官通知）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） 2 実施主体等 (1) 実施主体市町村（各市町村条例に基づく） (2) 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4	災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障がいがある者	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 支給の制限 1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 3 災害に際し、市町長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	市町担当窓口

(9) 被災者生活再建支援金の支給

種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号及び第2号の適用基準に該当する災害が発生した市町村における自然災害で、居住する住宅が全壊した世帯 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 3 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害	1 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号） 2 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号） 3 被災者生活再建支援法施行規則（平成10年総理府令第68号）	被災世帯となった世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）	1 複数世帯 (1) 前年の収入合計額が500万円以下の世帯 100万円 (2) 前年の収入合計額が500万円超800万円以下が世帯主の年齢が60歳以上の世帯又は要援護世帯 500万円超700万円以下の世帯については、世帯主の年齢が45歳以上60歳未満の世帯を含む 50万円 2 単数世帯 (1) 前年の収入合計額が500万円以下の世帯 75万円 (2) 前年の収入合計額が500万円超800万円以下が世帯主の年齢が60歳以上の世帯又は要援護世帯 500万円超700万円以下の世帯については、世帯主の年齢が45歳以上60歳未満の世帯を含む 37万5千円	市町担当窓口

別表 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和5年3月31日現在)

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難所に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。																																						
2	応急仮設住宅の給与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。																																						
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																						
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,100</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,100	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																				
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,100	8,000																																				
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																				
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																				
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																				
6	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上																																						
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																																						

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
9	被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入盗を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修繕 イ 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000 円以内 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半焼若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 十日以内に完了 災害発生の日から 三月以内	
10	学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上）219,100 円以内 小人（12 歳未満）175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害の発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,500 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び再救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

参照条文

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 （略）

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）（抄）

（災害の程度） ※別表 1～4 は略

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成 25 年内閣府令第 68 号）（抄）

（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害対策基本法（昭和 32 年法律第 228 号）（抄）

（都道府県災害対策本部）

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2～8 （略）

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2～8 （略）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 （略）

2 （略）

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4～8 （略）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）（抄）

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2～4 （略）

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）（抄）

（特別警報）

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁 HP より）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合
高潮	
波浪	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁 HP より）

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）
地震	（地震動）震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付ける）